

事務連絡

平成24年7月24日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の
減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に係る利用者負担免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い並びに利用者負担及び保険料の減免措置に対する財政支援については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成24年2月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「2月事務連絡」という。）においてお示ししているところですが、平成24年10月1日以降については、下記のとおりとしますので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

記

1 平成24年10月1日以降の免除証明書等の取扱いについて

- (1) 平成24年10月1日以降は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域（以下「避難指示等対象地域」という。）の被保険者（震災発生後他市町村に避難のため転出したものを含む。1の(4)において同じ。）の利用者負担及び介護保険の保険料に対してのみ、「東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置に対する財政支援の基準等について」（平成24年5月14日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「5月事務連絡」という。）の「平成24年度介護保険災害臨時特例補助金の国庫補助について（案）」の別紙「平成24年度介護保険災害臨時特例補助金交付要綱」により、特別の財政支援を継続すること。
- (2) 2月事務連絡の3に掲げる市町村が発行する免除証明書については、有効期限が「平成24年2月29日」又は「平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日まで」であっても有効なものとして取り扱うこととしているが、平成24年10月1日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。
- (3) 全域が避難指示等対象地域である町村（ ）に住所を有する被保険者については、引き続き、平成24年10月1日以降も、被保険者証の提示を、5月事務

連絡の「平成24年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて（案）」の別紙「平成24年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」の別記「利用者負担額軽減支援事業」において示している「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」（以下「認定票」という。）の提示に代えることができること。

（ ）広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

（4）上記を踏まえ、保険者（（3）に掲げる町村を除く。）においては、避難指示等対象地域の被保険者（（3）に掲げる町村に住所を有するものを除く。）に対し、有効期限が「平成25年2月28日まで」と印字された認定票を交付すること。

なお、認定票の交付は免除証明書の交付（有効期限が「平成25年2月28日まで」（これに準じる記載を含む。）となっているものに限る。）をもって代えることができる。

2 平成24年10月1日以降のその他地域に係る財政支援について

（1）避難指示等対象地域以外の被災地域において、平成24年10月1日以降も引き続き、保険者の判断で被保険者の利用者負担又は介護保険の保険料の減免を行った場合には、特別の財政支援は行わない。ただし、当該減免を行った保険者における平成24年1月から平成24年12月の減免額（1（3）の利用者負担軽減支援事業の対象となっている利用者負担額も含む。）が介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生省令第26号。以下「調整交付金算定省令」という。）第7条第1号又は第2号に掲げる基準を満たす場合には、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に係る減免額の10分の8について財政支援する予定であること。

（2）2（1）のうち、保険料の減免に対する財政支援は、調整交付金算定省令第7条第1号に係る交付基準に従い、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが要件となること。ただし、その他の要件については、平成24年度に限り、住宅の損害に係る被保険者の所得要件は適用しないなど現在の要件は変更しない予定であること。

関係通知及び具体的な基準については、追って通知する予定であること。